

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザにかかった場合、学校保健安全法第19条に基づき、幼稚園を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

乳幼児のインフルエンザの場合は「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで」となっております。

「発症した後 5 日を経過」かつ「解熱した後 3 日を経過」の両方を満たすまでの期間は登園することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後 5 日は出席停止となります。

発症日については、医師の診断に係わらず、症状が始めた日を発症日とし、その発症した日の翌日を1日目として起算します。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。(下表参照)

インフルエンザ出席停止期間早見表

例	発症日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後5日を経過			
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合		解熱	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登園 OK		
発症後 2日目に 解熱した 場合			解熱	1日目	2日目	3日目	4日目	登園 OK		
発症後 3日目に 解熱した 場合				解熱	1日目	2日目	3日目	登園 OK		
発症後 4日目に 解熱した 場合					解熱	1日目	2日目	3日目	登園 OK	

インフルエンザに感染した場合は、お医者さんに書いていただく、通知書（治癒証明書）ではなく、裏面の「登園届」に保護者の方が記入し、園に提出してください。

よろしくお願いいたします。

横芝まさご幼稚園